

次期京都市消費生活基本計画の策定について

1 京都市消費生活基本計画

(1) 計画策定の経過

本市においては、他都市に先がけて消費者行政を開始し、国の動き等を踏まえ、いち早く消費生活基本計画を策定した。

平成 17 年 10 月 「京都市消費生活条例」施行

平成 18 年 10 月 「京都市消費生活基本計画」策定

(2) 現行計画の概要

ア 計画の期間

平成 18 ～ 22 年度

イ 計画の基本方針

京都市消費生活条例の基本理念（消費者の権利の実現等）をいかに具体化していくかを主眼として構成している。

安心・安全な消費生活環境の整備

過大包装疑義商品試買調査の実施等 計 44 事業

消費者被害の救済

多重債務特別相談等 計 25 事業

消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

「京・くらしの安心安全情報」の発行等 計 24 事業

消費者の自立支援

出前講座等 計 66 事業

豊かにくらすことができる環境の整備・創造

太陽光発電システムの普及促進等 計 64 事業

2 消費者行政を取り巻く現状

(1) 本市の消費生活相談の状況

ア 相談件数の推移

社会問題化した「不当請求・架空請求」の相談が急増したことにより、平成 16 年度に相談件数がピークを迎えた。

その後、被害手口に関する重点的な啓発や警察の取締の強化等により、同相談が大幅に減少し、相談総件数も一定の落ち着きをみせている。

イ 年齢層別の傾向

若年層

相談件数は大幅に減少したが、若年層向けの消費者啓発・教育を推進するなど、今後も重点的に取り組む必要がある。

高齢者層

平成 16 年度以降増加傾向にあり，今後も相談者の特性に応じたきめ細やかな対応が必要である。

ウ 相談内容別の傾向

不当請求・架空請求

年々減少傾向にあるが，商品・役務別で毎年度相談件数は最多である。ホームページにおける架空請求業者の公表等，今後も情報提供に取り組む必要がある。

フリーローン・サラ金（多重債務）

相談件数は，近年増加しており，引き続き多重債務者対策（相談者の掘り起こし等）が必要である。

(2) 国の動向

ア 平成 16 年 6 月に「消費者基本法」を施行

イ 平成 17 年 4 月に「消費者基本計画」を策定

ウ 今年の秋に「消費者庁」が発足する予定・・・参照「資料 10 別紙 1」

エ 地方消費者行政活性化交付金（3 年間で総額約 150 億円，後に 110 億円が追加）の交付・・・参照「資料 10 別紙 2，3」

3 次期計画の策定

消費者を取り巻く環境の変化や本市の消費者行政の課題を踏まえ，次期計画を策定する。

（スケジュール）

平成 21 年 7 月	諮問	
↓		
平成 22 年 6 月まで	審議（2～3 回）	
↓		
平成 22 年 7 月以降	市民意見募集	
↓		
平成 22 年 10 月頃	答申	→（22 年度末までに計画策定）